

事 務 連 絡

平成 23 年 12 月 28 日

宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県

厚生労働大臣認可  $\left[ \begin{array}{l} \text{水道事業者} \\ \text{水道用水供給事業者} \end{array} \right]$  担当者 殿

水道行政主管部（局） 担当者 殿

国設専用水道の設置者 殿

厚生労働省健康局水道課

#### 放射性物質汚染対処特措法施行規則について（情報提供）

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年 8 月 30 日法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）の施行に向け、環境省において放射性物質汚染対処特措法施行規則（以下「規則」という。）が策定、公表されましたので、情報提供いたします。

（環境省ホームページ参照 <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14583>）

水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者におかれては、規則に従い、以下を適切に実施していただくようお願いいたします。なお、専用水道の設置者については、以下の 1. には該当しません。

1. 規則第 6 条及び第 7 条に該当する場合（本事務連絡の対象都県（東京都及び新潟県においては島しょ部を除く。以下同じ。）に所在する水道施設のうち、脱水設備又は乾燥設備を用いて処理した汚泥等が発生する施設）は、規則第 5 条に定める試料採取の方法、混合の方法等に従い、規則第 4 条に定める様式第 1 による報告書を環境省に提出すること
2. 規則第 14 条の基準に合致しないセシウム 134 とセシウム 137 の合計濃度が 8,000Bq/kg

を超える浄水発生土については、規則第 15 条に定める囲いの設置、飛散流出防止措置等の保管の基準に従うこと

3. 2. の浄水発生土が 1. の報告の対象でない場合（専用水道から排出される場合及び 1. の報告について規則第 6 条に定める環境大臣の確認を受けている場合）は、速やかに規則第 19 条に定める廃棄物及び保管状況のわかる書類及び写真を添付して、規則第 17 条に定める様式第 3 により環境省に対し指定の申請を行うこと
4. 規則第 30 条第 2 号に該当する浄水発生土（本事務連絡の対象都県に所在する水道施設の脱水設備又は乾燥設備を用いて処理した浄水発生土のうち、セシウム 134 とセシウム 137 の合計濃度が 8,000Bq/kg 以下のもの）については、規則第 31 条に定める収集、運搬及び処分の基準に従って処理を行うこと

また、都県におかれては、貴管下の都県知事認可の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。